

EX-ICサービス運送約款の一部改正（IC乗車票の受取方法変更に伴う改正）

現行	改正
<p>(前略)</p> <p>(受取)</p> <p>第32条 EX-ICカード等によりIC自動改札機を通過して入場することができない場合には、EX-IC運送契約に基づく旅客運送請求権の行使にあたって、別に定める窓口等においてIC乗車票を受け取って入場することができます。</p> <p>2 IC乗車票の受取を行う場合には、別に定める場合を除き、EX-IC運送契約の決済用カード、EX-ICカード又はエクスプレス予約会員証のほか、<u>決済用カードの暗証番号</u>の入力が必要です。ただし、駅等の窓口で決済用カードによる受取を行う場合は、所定の帳票への自署等によることができます。</p> <p><u>3</u> IC乗車票は他人に譲渡することはできません。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(受取)</p> <p>第32条 EX-ICカード等によりIC自動改札機を通過して入場することができない場合には、EX-IC運送契約に基づく旅客運送請求権の行使にあたって、別に定める窓口等においてIC乗車票を受け取って入場することができます。</p> <p>2 IC乗車票の受取を行う場合には、別に定める場合を除き、EX-IC運送契約の決済用カード、EX-ICカード又はエクスプレス予約会員証のほか、<u>エクスプレス予約サービスログイン時に入力するパスワード</u>の入力が必要です。ただし、駅等の窓口で決済用カードによる受取を行う場合は、所定の帳票への自署等によることができます。</p> <p><u>3 前項の定めにかかわらず、当分の間エクスプレス予約サービスログイン時に入力するパスワードの入力を決済用カードの暗証番号の入力により代替することができます。</u></p> <p><u>4</u> IC乗車票は他人に譲渡することはできません。</p> <p>(以下略)</p>

附則

この通達は、平成25年10月19日から施行する。